

第十三回
国会

参議院經濟安定・通商産業連合委員会會議録第二号

(四四六)

昭和二十七年四月十七日(木曜日)午前
十時四十五分開会

出席者は左の通り。

經濟安定委員

委員長

佐々木良作君

理事

郡 祐一君

委員

大野木秀次郎君

小瀧 彬君

杉山 昌作君

竹中 七郎君

古池 信三君

小林 英三君

栗山 良夫君

中川 以良君

松平 勇雄君

山本 米治君

加藤 正人君

島 清君

西田 隆男君

委員

横田 正俊君

古内 廣雄君

桑野 仁君

渡邊 一郎君

林 誠一君

小田橋貞壽君

山本友太郎君

政府委員

公正取引委
員会委員長

公正取引委員
会事務局長

公正取引委員
会事務局次長

公正取引委員
会事務局員

公正取引委員
会事務局員

公正取引委員
会事務局員

公正取引委員
会事務局員

公正取引委員
会事務局員

公正取引委員
会事務局員

本日の會議に付した事件
○事業者団体法の一部を改正する法律
案(内閣送付)

○委員長(佐々木良作君) それでは經
濟安定と通商産業委員會の連合委員會
を開会いたします。

本日の議題は事業者団体法の一部を
改正する法律案であります。予備審
査になつておるものであります。先ず
政府側の提案理由の説明を承りま
す。公正取引委員會の委員長横田君。

○政府委員(横田正俊君) 只今上程さ
れました事業者団体法の一部を改正す
る法律案についてその提案の理由を説
明いたします。

昭和二十三年七月に事業者団体法が
公布、施行されました。公正取引委員會は
この間本法の施行に當つて参つたので
ありますが、その施行の経過に鑑しま
して、本法中の若干の規定で日本經濟
の實際に副わぬものがあることが認
められたのでございます。殊に中小企
業の協同化又は組織化及び事業者団体
の正当な活動の促進等の問題に關連し
たしまして、現行法第二条の事業者団
体の定義の規定並びに現行法第四条及
び第五条の規定による事業者団体の活
動の規制の方式が問題となつたのでご
ざいます。従ひまして今回これらの点
を検討しました結果、この法律の究極
の目的でありますところの公正且つ自
由な競争を阻害いたしません限り、こ
れらの規定を緩和して、中小企業との
協同化、団体活動の促進等の障害を除去

することとなつたのであります。なお
このほか今回の改正を機会にいたしま
して、昭和二十四年六月に改正されま
した私的独占禁止法の規定、それから
本法施行四十九年の経過に照らしまし
て、第八条の排除措置の規定と第九条
以下の手続規定に検討を加えました結
果、これらの諸規定を適当に調整する
こととなつたのでございます。

次に本改正法律案の内容について御
説明申し上げます。先ず今回の改正の要
点を挙げますと、それは次の三点に要
約することができま。先ず第一は、
現行法第二条の事業者団体の定義の規
定が余りに広汎に失ひまして、そのた
めに会社等の共同企業体の存立を不可
能にいたしておりました点を是正いた
しまして、事業者団体法の適用を受け
る事業者団体の範囲を、原則として本
法の事業者団体法に限定し、事業者
の共同企業体である会社などを本法の
適用から除外することにいたしましたこ
とでございます。

第二は、現行法が事業者団体の活動
を、第四条の許容活動及び公正取引委
員会の認可を必要とする行為並びに第
五条の禁止行為の三つの面から嚴格に
規制し、団体の活動を狭い枠の中に封
じこめておりましたのを改めまして、
第五条に規定する禁止行為以外の行為
は、すべて自由にいたしたことでござ
います。

第三は、現行法第五条の禁止行為の
規定が、公正且つ自由な競争の秩序を
直接侵害する虞れのない行為までも規
制しておりました、そのために団体の
正常な活動をも阻害する結果を招來し
ておりました点を是正いたしまして、こ
れらの行過ぎの規定を削除いたしたこ
とでございます。

次に、本改正法律案の内容につきま
して、詳しく詳細に御説明申し上げます。
先ず第一に、第二条第一項を改めると
共に、同項の次に新たに一項を設けま
して、二以上の事業者の結合体又はそ
の連合体であつても、資本又は構成事
業者の出資を有し、営利のために商業、
工業、金融業その他の事業を営むこと
を主たる目的とし、且つ、現にその事業
を行なつておりましたものを事業者団体
に含まないこととしたいたしました。従
ひまして、二以上の事業者が株主又は出
資者となりまして、共同の事業を営む
ことを目的とし、且つそれを現に行な
う会社でございますとか、商法上の匿名
組合、営業目的の民法上の組合などは、
いづれも、それが構成事業者の共通の
利益を増進することを目的とするもの
でありまして、本法の適用はこれを
受けないこととなるのでございます。

次に、第四条につきましましては、現行
法が若干の項目を限定的に列挙してお
りまして、事業者団体はここに掲げら
れている行為以外を行なつてはならな
いこととなつておりましたのを改めまし
て、事業者団体の模範的な活動を例示
する趣旨の規定にいたしました。従
ひまして、今後事業者団体は、第五
条第一項に掲げる禁止行為の規定と私的
独占禁止法の規定に該當しない限り、如

何なる活動でも自由に行うことができ
るようになるのでございます。

次に、第五条につきましましては、現行
法が十八項目に亘つて事業者団体の活
動を禁止しておりましたのを改めまし
て、これらの規定の中から自由競争秩
序を直接侵害する虞れのない行為を削
除いたすと共に条文の整理をいたしま
して、これを十二項目に縮小いたしま
した。即ち、現行法では、第五條第一
項の第一号から第八号までの規定は、事
業者団体の統制的な行為やカルテル的
な活動を禁止しておりますので、これ
らの規定は原則として現行法のまま存
置いたしまして、第九号以下の、株式
又は社債の所有、自然科学の研究施設
の所有又は経営、構成事業者その他の
者のための融資、營業に至らない單
なる取引の代理、集金及び構成事業者
その他の者の間の紛争の仲裁又は解決
などの禁止に關する規定を削除いたし
ました。従ひまして、現行の第九号以下
の規定で今後も残されま。特
許権の所有又は支配、營業用の施設の
所有と營業行為、不当な対政府活動及
び入札を規制する行為の四項目でござ
います。これらの行為は、營業行為を
除いていづれも、事業者団体が自由競
争秩序を侵害する手段として往々用い
てゐるところでありますので、依然と
して規制する必要があるものでありま
して、又營業行為につきましましては、當
利を主たる目的とする団体が本法の適用
から除外されることになりま。本
法の対象は、社團法人、財団法人、人格

第二十八部

經濟安定・通商産業連合委員会會議録第二号 昭和二十七年四月十七日

參議院

のなき社團、非營利目的の組合など、社会通念上から見まして本来營業を行ふべきでないもののみとなりますので、これに対しては營業行為を認める必要はないという理由から存置することとした。なお、この存置される四項目のうちで特許権の所有又は支配及び入札の規制に関する規定につきましては、不明確な点を是正するた

め若干の修正を加えました。以上申し上げましたほか、第六條及び第七條に關しましては、適用除外団体或は適用除外行為の根拠法令の改廃などに基きまして条文を整理いたし、第八條に關しましては、従来の本法運用の経験に鑑みまして、本法違反事件について、必要に応じて事業者団体だけではなく、その役員や構成事業者にも適当な排除措置を命ずることができるよう規定を新たに設け、本法の運用を適正ならしめることとした。又第九條以下におきましては、以上の改正及び昭和二十四年六月の私的独占禁止法の手続規定の改正に伴ひまして各条文の整理をいたしました。

終りに、第十四條の罰則につきましては、私的独占禁止法の罰則に照らし、新たに偽証の罰を加えました。ほか、条文の整理に基き改正をいたしました。

以上本改正法律案の目的及び要旨につきまして御説明いたしました。何とぞ御審議の上、速かに御協賛あらんことをお願いいたします。

○委員長(佐々木良作君) 提案者のほうで特別準備されておる資料はありませんか。……公取のほうからは特別のこの法案に關連しての資料はないそうでございます。ただ一般の公取委員

会の仕事の概要を説明した資料を作成中であつて、次に提出されるそうでございます。そのほかは必要に応じて資料は提出されるということでござい

ます。なおこの事業者団体法の改正につきましては、御承知のように、最初公正取引委員会でもいろいろ準備が進められ、それから衆議院でも同様なことが進められ、その次に又政令諮問委員会

でした。次に渡つていろいろ改正問題が進められて、三転四転いたしました。今提案されました改正がされたというので、その間関係当局との関係その他いろいろ経過があつたように聞いております。若し必要がありましたら、その辺の事情をもう少し詳しく伺いたいと思いますが、如何でありますか。

【賛成】「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(佐々木良作君) それでは今の提案理由の説明を補足されまして、現在の提案までに至りました法案の作成過程の御説明を附加して頂きたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) それでは今回の提案に至りますまでの経過をかい

つて申上げます。只今提案理由の中で申上げました通り、事業者団体法は制定當時からすでにきつ過ぎて日本の事情に合わないのではないかというふうな関係で、制定

當時から改正問題がすでに始まつておると言つてもいいくらいのものでござ

います。この改正につきましては、公正取引委員会が相当長期間に亘りまして研究をいたしまして、司令部とも大

いに折衝いたしました。或る程度の改正はできそうな様子に見えたのでござ

います。御承知の前のGHQの反トラストの係でありましたウエルシュ氏がアメリカに一度帰りまして歸つて参

りましてからは、非常に空気が変わりまして、独占禁止法なり事業者団体法を施行すべき役所である公正取引委員会自身が改正問題を取扱うことはいかん

ということをやめられまして、公取とい

は、改正の強い希望を持ちながらも遂に改正問題は公取として取上げることが不可能になつた

わけでございます。ところが一方、只今委員長からもお話がございましたように、国会、特に衆議院のほうにおきま

して、公取と並行的にこの問題を研究されておりました。この案ができました

て、まあ国会方面からGHQに持つて行つたら、或いは違ふのではないかと

いうので、衆議院の安定委員会の小委員会で作りました案をGHQのほうへ

示しましたのでございすが、これはやはり向うの了承するところにならず、ここで団体法改正の問題は一時ス

トツの状態になつたわけでございます。ところがだん／＼時がたちまして、御承知の昨年の五月でございすが、例のリッジウェイ声明が出まして、占領下にできました法令につきま

して日本の立場においてこれを検討するといふことが許されるようになります

して、御承知の、政府におきましては政令諮問委員会を作りまして、これの

答申を待ちまして七月の閣議におきまして一応改正案が決定いたされまし

た。これから申上げますことは、大体独占禁止法と事業者団体法と同時にこの改正問題が運ばれて参りましたの

で、それを独占禁止法の問題も含めて申上げたいと思ひます。

この政令諮問委員会で作りました案と、七月の閣議決定の案とはやや違つておりますが、大体政令諮問委員会

の意圖されるところがこの閣議決定による要綱に盛られておるようござい

まして、これがGHQに出されましたのでありますが、一番問題になりましたのは、むしろ事業者団体法でなくて、独占禁止法の、御承知の第四條と第六

條の、いわゆる協定行為、價格決定その他の協定行為、それから第六條の國

際取引の問題でございまして、この案によりまして、公正取引委員会が認可

しました場合には、必要なカルテル協定も許されるというふうな線が出てお

つたわけでございます。これに對しましては、司令部はそういうふうな独占

禁止法の根本原則に觸れるような改正に對しまして、そういう改正を加える

必要性をもつと具体的に説明しろといふようなことでありまして、このい

ろな説明を書いて相当手間はとりましたですが、出しましたが、その説明ではどうしても納得できないというふうなことになるりました結果、改正の一番

主眼でございす第四條、第六條の改正を政府が断念いたしました。その他

の点について独占禁止法に若干の改正を加え、それから事業者団体法につ

きましては、大体今回政府が提案いたしましたとはほぼ同様な改正案を作りまし

たのでございす。それが昨年の十一月の十五日と心得ております。ところがこの案に對しまして、後にGHQの

人からいろいろ聞きまして、後からいろいろ、あちらのほう、それからリ

ガル・セクション、ディプロマティク・セクション、それからR&S、経済科学局、これらの各セクションが合

同してこの案を研究いたしました。その間、前の閣議決定の要綱とそれから

その後に出されましたこの案もアメリカの本國のほうに送られて、いろいろそれにGHQのほうの説明が付いて送られておつたそうございす。が、その回答等に照らしまして、結局十一月の末になりました。全面的にこの改正にはデイスアブル・ヴァル、認

めがたいといふことを言つて参つたのでございす。これは我々といひますのでも、余り強い回答でございすのでちよつとびつくりしたのでござい

すが、その後内閣のほうとお打合せをいたしまして、十二月の初めになり

まして、公取の私その他總務部長がR&Sへ参りまして、全面的デイスアブル・ヴァルといふのはどういふことであ

るかといふことで、その説明を求めたのでございすが、それに対して、実は改正をしていい点もあるけれども併し

今度の内閣の案の出し方がどうも余り面白くないというので一応全部蹴つたのであるといふことでございすので

だん／＼話して参りますと、独占禁止法につきましても或る程度の改正を認

めてくれる線があるように思われまして、殊に事業者団体法につきましては、政府提案に多少の修正を加えれば

認められそうな様子も見えたのでございす。その点を早速内閣のほうへも連絡いたしました。そこで内閣のほうは飽くまでもGHQのある間にその承認の下に法案を出すか、或いは今言

いましたようないきさつもございすので、講和発効後にこれを見送るかとい

う岐路に立つたわけでございますが、一応講和発効後に見送ろうということになりました、その由をH.Q.のほうにも一応通じたのでございますが、併しその後政府としまして、この団体の改正というのは、特に業界の要望もございましてございまして、やはり一日も早くできるだけの改正をすべきであるということになりました結果、司令部との折衝を我々のほうの公正取引委員会のほうに委ねることになりましたので、その後鋭意委員会におきまして司令部の担当の人と折衝をいたしました結果、本日御提案を申上げましたこの案にまゝとつたわけでございます、この案でございますれば司令部も異議はないということになるわけでございます。

なお、事業者団体法の改正問題は、そういういきさつでございますが、お話のついでに独占禁止法の改正問題について一言申上げたいと思ひますが、今の考え方で参りますれば、独占禁止法もできればH.Q.のアプローチアルを得まして、向うの認めます範囲で改正をこの際行ふということも考えられるわけでございますが、独占禁止法の問題につきましては、手を触れてはならんと言わんが、併しこれを骨抜きにするような重要な改正はとてむずかしいという様な事情もございまして、それからどうも独占禁止法の改正につきましては、事業者団体法と違ひまして、向うがどうも話に乗つてくれないので、いろ／＼当つていますが、どうも乗つて来ませんのみか、場合によりましてはもつ／＼な向うの欲する様な改正をこの際盛り込もうという様な気持まで見えまする

ので、これはどうもこの際無理に独占禁止法の改正に手を着けることは甚だ得策でない、又困難であるということが感ぜられましたので、遂に内閣におきまして、我々のほうにおきまして、この問題はどうも少し見送るということになりました、今回同時に提案をいたすことができなかった次第でございます。

以上甚だ簡単でございますが、本法案を提出するに至りますまでの経過を御説明申上げました。

○委員長(佐々木良作君) 議事の運営方法につきまして御懇談申上げたいと思ひますので、速記をとめて。

午前十一時十二分速記中止

午後零時二分速記開始

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め下さい。議事の運営方法につきましては只今御相談申上げたわけでありますが、その中におきまして、先ほど公取の委員長から説明願ひました経過の説明に対しまして、それ／＼内容的な意見交換もありまして、内容的な見方も相当深かりましたので、この次には直ちに質疑に入つて頂いたほうがよろうと思ひますので、そういうふうに取り計らいたいと思ひます。従ひまして今日の委員会はこの辺で打ち切りまして、次に質疑から入るということにいたしましたと思ひます。よろしくございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) そのように決定いたします。それでは次回は通産委員長と御相談申上げました結果、来週木曜日、二十四日の午前十時から開会いたします。直ちに質疑を開始いた

したいと思ひますから、御準備をお願いしたいと思います。
特に発言がなければ、閉会いたします。

午後零時四分散会

昭和二十七年四月二十六日印刷

昭和二十七年四月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁